

平成 21 年 (措) 第 9 号

排 除 措 置 命 令 書

東京都新宿区西新宿六丁目 6 番 3 号

日本道路興運株式会社

同代表者 代表取締役 山 口 哲 也

東京都品川区西五反田七丁目 10 番 4 号

日本総合サービス株式会社

同代表者 代表取締役 渡 邊 五 郎

東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3

大新東株式会社

同代表者 代表取締役 玉 山 雅 之

東京都新宿区西新宿二丁目 1 番 1 号

株式会社セノン

同代表者 代表取締役 入間川 幸 道

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

1 日本道路興運株式会社、日本総合サービス株式会社、大新東株式会社及び株式会社セノンの 4 社（以下主文において「4 社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

(1) 国土交通省が東北地方整備局の総務部契約課及び別表記載の各事務所（以下主文において総務部契約課及び別表記載の各事務所を併せて「事務所等」という。）において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注す

る別紙記載の業務（以下主文において別紙記載の業務を「車両管理業務」という。）について，4社が，遅くとも平成17年1月1日以降（大新東株式会社にあつては遅くとも平成18年3月24日以降，株式会社セノンにあつては遅くとも平成20年3月25日以降）共同して行っていた，受注すべき者（以下主文において「受注予定者」という。）を決定し，受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている旨を確認すること

- (2) 今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，国土交通省が東北地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務について，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨
- 2 4社は，それぞれ，前項に基づいて採った措置を，自社を除く3社及び国土交通省東北地方整備局に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については，あらかじめ，公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 4社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，国土交通省が東北地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務について，受注予定者を決定してはならない。
- 4 4社は，それぞれ，第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

- 1(1) 日本道路興運株式会社（以下「日本道路興運」という。），日本総合サービス株式会社（以下「日本総合サービス」という。），大新東株式会社及び株式会社セノンの4社（以下「4社」という。）は，それぞれ，肩書地に本店を置き，国土交通省東北地方整備局の管内において別紙記載の業務（以下「車両管理業務」という。）を営む者である。
- (2) 国土交通省は，東北地方整備局の総務部契約課及び別表記載の各事務所（以

下，総務部契約課及び別表記載の各事務所を併せて「事務所等」という。）において，車両管理業務を一般競争入札又は指名競争入札の方法により，契約期間を1年として毎年度発注していた。

このうち，一般競争入札にあつては，有資格者（物品の製造・販売等に係る競争契約の参加のための全省庁統一資格を有する者をいう。以下同じ。）を対象に，公告により所定の資格要件を付して入札の参加希望者を募り，当該資格要件を満たす入札の参加希望者のすべてを当該入札の参加者としていた。

指名競争入札にあつては，有資格者の中から当該入札の参加者を指名していた。

2 4社のうち日本道路興運及び日本総合サービスは，かねてから国土交通省が東北地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務を受注しその委託を受けていたところ，4社は，遅くとも平成17年1月1日以降（大新東株式会社にあつては遅くとも平成18年3月24日以降，株式会社セノンにあつては遅くとも平成20年3月25日以降），国土交通省が東北地方整備局の事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務（以下「東北地方整備局発注の特定車両管理業務」という。）について，受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 入札に付される車両管理業務ごとに受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定する

イ 受注すべき価格は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるよう協力する

旨の合意の下に

(2)ア 原則として，既存業者（事務所等において入札が行われる時点で当該事務所等における車両管理業務の委託を受けている者をいう。以下同じ。）を受注予定者とする

イ 既存業者と特定の他の入札参加者との間で，当該他の入札参加者が受注予定者となることを合意した場合には，当該他の入札参加者を受注予定者とする

ことにより，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。

3(1) 4社は，前記2により，東北地方整備局発注の特定車両管理業務のほとんどすべてを受注していた。

(2) 4社のうち日本道路興運及び日本総合サービスの2社においては、自社の従業員として継続して受け入れていた旧建設省東北地方建設局又は国土交通省東北地方整備局の退職者等が前記2の行為を実施するための入札価格等に関する情報の交換を行っており、当該2社は東北地方整備局発注の特定車両管理業務の大部分を受注していた。

4 平成20年7月15日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、4社は、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、4社は、共同して、東北地方整備局発注の特定車両管理業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、東北地方整備局発注の特定車両管理業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。また、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、4社については、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、4社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成21年6月23日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 濱 崎 恭 生

委員 後 藤 晃

委 員 神 垣 清 水

委 員 濱 田 道 代

別紙

契約で定めた一定期間，顧客が保有する車両の運転，点検整備等を行う業務（他の業務が併せて発注される場合には当該他の業務を含む。）

別表

番号	事務所
1	青森河川国道事務所
2	高瀬川河川事務所
3	津軽ダム工事事務所
4	岩手河川国道事務所
5	胆沢ダム工事事務所
6	三陸国道事務所
7	仙台河川国道事務所
8	北上川下流河川事務所
9	鳴瀬川総合開発調査事務所
10	東北幹線道路調査事務所
11	秋田河川国道事務所
12	湯沢河川国道事務所
13	能代河川国道事務所
14	森吉山ダム工事事務所
15	烏海ダム調査事務所
16	山形河川国道事務所
17	酒田河川国道事務所
18	新庄河川事務所
19	長井ダム工事事務所
20	福島河川国道事務所
21	摺上川ダム工事事務所
22	郡山国道事務所
23	磐城国道事務所
24	北上川ダム統合管理事務所
25	最上川ダム統合管理事務所
26	浅瀬石川ダム管理所
27	鳴子ダム管理所
28	釜房ダム管理所
29	七ヶ宿ダム管理所
30	玉川ダム管理所
31	月山ダム管理所
32	三春ダム管理所
33	摺上川ダム管理所
34	東北技術事務所
35	国営みちのく杜の湖畔公園事務所
36	青森営繕事務所
37	秋田営繕事務所

平成21年(措)第10号

排 除 措 置 命 令 書

東京都新宿区西新宿六丁目6番3号

日本道路興運株式会社

同代表者 代表取締役 山 口 哲 也

埼玉県八潮市大字木曾根506番地

ムサシ興発株式会社

同代表者 代表取締役 新 井 典

東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

大新東株式会社

同代表者 代表取締役 玉 山 雅 之

東京都品川区西五反田七丁目10番4号

日本総合サービス株式会社

同代表者 代表取締役 渡 邊 五 郎

長野市稲葉916番地

株式会社安全エンタープライズ

同代表者 代表取締役 原 田 千 幸

山梨県甲斐市竜王1488番地2

株式会社ニシノ建設管理

同代表者 代表取締役 西 野 健 二

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 日本道路興運株式会社，ムサシ興発株式会社，大新東株式会社，日本総合サービス株式会社，株式会社安全エンタープライズ及び株式会社ニシノ建設管理の6社（以下主文において「6社」という。）は，それぞれ，次の事項を，取締役会（株式会社安全エンタープライズにあっては株主総会）において決議しなければならない。
 - (1) 国土交通省が関東地方整備局の総務部契約課，営繕部及び別表記載の各事務所（以下主文において総務部契約課，営繕部及び別表記載の各事務所を併せて「事務所等」という。）において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する別紙記載の業務（以下主文において別紙記載の業務を「車両管理業務」という。）について，6社及び株式会社関東ロードメンテナンスが，遅くとも平成17年1月1日以降（株式会社関東ロードメンテナンスにあっては平成20年4月30日までの間）共同して行っていた，受注すべき者（以下主文において「受注予定者」という。）を決定し，受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている旨を確認すること
 - (2) 今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，国土交通省が関東地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務について，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨
- 2 6社は，それぞれ，前項に基づいて採った措置を，自社を除く5社及び国土交通省関東地方整備局に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については，あらかじめ，公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 6社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，国土交通省が関東地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務について，受注予定者を決定してはならない。
- 4 6社は，それぞれ，第1項及び第2項に基づいて採った

措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第 1 事実

1 (1)ア(ア) 日本道路興運株式会社，ムサシ興発株式会社，大新東株式会社，日本総合サービス株式会社，株式会社安全エンタープライズ及び株式会社ニシノ建設管理の6社（以下「6社」という。）は，それぞれ，肩書地に本店を置き，国土交通省関東地方整備局の管内において別紙記載の業務（以下「車両管理業務」という。）を営む者である。

(イ) 6社のうち株式会社安全エンタープライズは，取締役会を設置していない。

イ 名あて人以外の株式会社関東ロードメンテナンス（以下「関東ロードメンテナンス」という。）は，栃木県小山市駅南町二丁目26番地2第2旭ビルに本店を置き，国土交通省関東地方整備局の管内において車両管理業務を営んでいた者であるが，平成20年4月30日付けで解散の決議を行い，事業活動の全部を取りやめており，同年7月29日付けで清算が結了している。

(2) 国土交通省は，関東地方整備局の総務部契約課，営繕部及び別表記載の各事務所（以下，総務部契約課，営繕部及び別表記載の各事務所を併せて「事務所等」という。）において，車両管理業務のほとんどすべてを一般競争入札又は指名競争入札の方法により，おおむね契約期間を1年として毎年度発注していた。

このうち，一般競争入札にあつては，有資格者（物品の製造・販売等に係る競争契約の参加のための全省庁統一資格を有する者をいう。以下同じ。）を対象に，公告により所定の資格要件を付して入札の参加希望者を募り，当該資格要件を満たす入札の参加希望者のすべてを当該入札の参加者としていた。

指名競争入札にあつては，有資格者の中から当該入札の参加者を指名していた。

2 6社及び関東ロードメンテナンスの7社（以下「7社」という。）は，かねてから国土交通省が関東地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務を受注しその委託を受けていたところ，遅くとも平成17年1月1日以降（関

東ロードメンテナンスにあっては平成20年4月30日までの間)、国土交通省が関東地方整備局の事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務(以下「関東地方整備局発注の特定車両管理業務」という。)について、受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 入札に付される車両管理業務ごとに受注すべき者(以下「受注予定者」という。)を決定する

イ 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるよう協力する

旨の合意の下に

(2)ア 原則として、既存業者(事務所等において入札が行われる時点で当該事務所等における車両管理業務の委託を受けている者をいう。以下同じ。)を受注予定者とする

イ 既存業者と特定の他の入札参加者との間で、当該他の入札参加者が受注予定者となることを合意した場合には、当該他の入札参加者を受注予定者とする

ウ 事務所等において車両管理業務が新規に発注される場合には、入札参加者間の話し合いにより定めた者を受注予定者とする

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3(1) 7社は、前記2により、関東地方整備局発注の特定車両管理業務のほとんどすべてを受注していた。

(2) 7社のうち日本道路興運株式会社及び日本総合サービス株式会社の2社においては、自社の従業員として継続して受け入れていた旧建設省関東地方建設局又は国土交通省関東地方整備局若しくは同省国土技術政策総合研究所の退職者等が前記2の行為を実施するための入札価格等に関する情報の交換を行っており、当該2社は関東地方整備局発注の特定車両管理業務の過半を受注していた。

4 平成20年7月15日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、6社は、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、7社は、共同して、関東地方整備局発注の特定車両管理

業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、関東地方整備局発注の特定車両管理業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。また、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、6社については、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、6社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成21年6月23日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 濱 崎 恭 生

委員 後 藤 晃

委員 神 垣 清 水

委員 濱 田 道 代

別紙

契約で定めた一定期間，顧客が保有する車両の運転，点検整備等を行う業務（他の業務が併せて発注される場合には当該他の業務を含む。）

別表

番号	事務所
1	常陸河川国道事務所
2	下館河川事務所
3	霞ヶ浦河川事務所
4	霞ヶ浦導水工事事務所
5	常総国道事務所
6	渡良瀬川河川事務所
7	日光砂防事務所
8	湯西川ダム工事事務所
9	宇都宮国道事務所
10	高崎河川国道事務所
11	利根川水系砂防事務所
12	八ッ場ダム工事事務所
13	利根川水系総合調査事務所
14	利根川上流河川事務所
15	荒川上流河川事務所
16	大宮国道事務所
17	北首都国道事務所
18	江戸川河川事務所
19	利根川下流河川事務所
20	首都国道事務所
21	千葉国道事務所
22	東京湾岸道路調査事務所
23	荒川下流河川事務所
24	東京国道事務所
25	相武国道事務所
26	東京外かく環状道路調査事務所
27	京浜河川事務所
28	横浜国道事務所
29	川崎国道事務所
30	甲府河川国道事務所
31	富士川砂防事務所
32	長野国道事務所
33	鬼怒川ダム統合管理事務所
34	利根川ダム統合管理事務所
35	相模川水系広域ダム管理事務所

番号	事務所
36	品木ダム水質管理所
37	二瀬ダム管理所
38	関東技術事務所
39	国営常陸海浜公園事務所
40	国営昭和記念公園事務所
41	国営アルプスあづみの公園事務所
42	国営武蔵丘陵森林公園管理所
43	宇都宮営繕事務所
44	東京第一営繕事務所
45	東京第二営繕事務所
46	甲武営繕事務所

平成 21 年 (措) 第 11 号

排 除 措 置 命 令 書

東京都新宿区西新宿六丁目 6 番 3 号

日本道路興運株式会社

同代表者 代表取締役 山 口 哲 也

東京都品川区西五反田七丁目 10 番 4 号

日本総合サービス株式会社

同代表者 代表取締役 渡 邊 五 郎

東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3

大新東株式会社

同代表者 代表取締役 玉 山 雅 之

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 日本道路興運株式会社、日本総合サービス株式会社及び大新東株式会社の 3 社（以下主文において「3 社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 国土交通省が北陸地方整備局の総務部契約課及び別表記載の各事務所（以下主文において総務部契約課及び別表記載の各事務所を併せて「事務所等」という。）において指名競争入札の方法により発注する別紙記載の業務（以下主文において別紙記載の業務を「車両管理業務」という。）について、3 社が、遅くとも平成 17 年 1 月 1 日以降共同して行っていた、受注すべき者（以下主文において「受注予定者」という。）を決定し、受注予定

者が受注できるようにする行為を取りやめている旨を確認すること

- (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、国土交通省が北陸地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨
- 2 3社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く2社及び国土交通省北陸地方整備局に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、国土交通省が北陸地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務について、受注予定者を決定してはならない。
- 4 3社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

- 1 (1) 日本道路興運株式会社、日本総合サービス株式会社及び大新東株式会社の3社（以下「3社」という。）は、それぞれ、肩書地に本店を置き、国土交通省北陸地方整備局の管内において別紙記載の業務（以下「車両管理業務」という。）を営む者である。
- (2) 国土交通省は、北陸地方整備局の総務部契約課及び別表記載の各事務所（以下、総務部契約課及び別表記載の各事務所を併せて「事務所等」という。）において、車両管理業務を指名競争入札の方法により、おおむね契約期間を1年として毎年度発注していた。
指名競争入札においては、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加のための全省庁統一資格を有する者の中から当該入札の参加者を指名していた。
- 2 3社は、かねてから国土交通省が北陸地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務を受注しその委託を受けていたところ、遅くとも平成17年1

月 1 日以降，国土交通省が北陸地方整備局の事務所等において指名競争入札の方法により発注する車両管理業務（以下「北陸地方整備局発注の特定車両管理業務」という。）について，受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 入札に付される車両管理業務ごとに受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定する

イ 受注すべき価格は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるよう協力する

旨の合意の下に

(2)ア 原則として，既存業者（事務所等において入札が行われる時点で当該事務所等における車両管理業務の委託を受けている者をいう。以下同じ。）を受注予定者とする

イ 既存業者と特定の他の入札参加者との間で，当該他の入札参加者が受注予定者となることを合意した場合には，当該他の入札参加者を受注予定者とする

ことにより，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。

3 (1) 3 社は，前記 2 により，北陸地方整備局発注の特定車両管理業務のすべてを受注していた。

(2) 3 社のうち日本道路興運株式会社及び日本総合サービス株式会社の 2 社においては，自社の従業員として継続的に受け入れていた旧建設省北陸地方建設局又は国土交通省北陸地方整備局の退職者等が前記 2 の行為を実施するための入札価格等に関する情報の交換を行っており，当該 2 社は北陸地方整備局発注の特定車両管理業務の大部分を受注していた。

4 平成 20 年 7 月 15 日，本件について，公正取引委員会が独占禁止法第 4 7 条第 1 項第 4 号の規定に基づく立入検査を行ったところ，同日以降，3 社は，前記 2 の合意に基づき受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

第 2 法令の適用

前記事実によれば，3 社は，共同して，北陸地方整備局発注の特定車両管理業務について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，北陸地方整備局発注の特定車両管理業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって，これは，独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する不当な取引制限に該当し，独占禁止法第 3 条の規定に

違反するものである。また、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、3社については、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、3社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成21年6月23日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 濱 崎 恭 生

委員 後 藤 晃

委員 神 垣 清 水

委員 濱 田 道 代

別紙

契約で定めた一定期間，顧客が保有する車両の運転，点検整備等を行う業務（他の業務が併せて発注される場合には当該他の業務を含む。）

別表

番号	事務所
1	高田河川国道事務所
2	羽越河川国道事務所
3	信濃川河川事務所
4	信濃川下流河川事務所
5	阿賀野川河川事務所
6	湯沢砂防事務所
7	長岡国道事務所
8	新潟国道事務所
9	富山河川国道事務所
1 0	黒部河川事務所
1 1	立山砂防事務所
1 2	利賀ダム工事事務所
1 3	金沢河川国道事務所
1 4	飯豊山系砂防事務所
1 5	横川ダム工事事務所
1 6	阿賀川河川事務所
1 7	千曲川河川事務所
1 8	松本砂防事務所
1 9	神通川水系砂防事務所
2 0	三国川ダム管理所
2 1	大町ダム管理所
2 2	北陸技術事務所
2 3	国営越後丘陵公園事務所
2 4	金沢営繕事務所

平成 21 年 (措) 第 12 号

排 除 措 置 命 令 書

東京都新宿区西新宿六丁目 6 番 3 号

日本道路興運株式会社

同代表者 代表取締役 山 口 哲 也

東京都品川区西五反田七丁目 10 番 4 号

日本総合サービス株式会社

同代表者 代表取締役 渡 邊 五 郎

東京都新宿区西新宿二丁目 1 番 1 号

株式会社セノン

同代表者 代表取締役 入間川 幸 道

東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3

大新東株式会社

同代表者 代表取締役 玉 山 雅 之

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 日本道路興運株式会社、日本総合サービス株式会社、株式会社セノン及び大新東株式会社の 4 社（以下主文において「4 社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 国土交通省が中部地方整備局の総務部契約課及び別表記載の各事務所（以下主文において総務部契約課及び別表記載の各事務所を併せて「事務所等」という。）において指名競争入札の方法により発注する別紙記載の業務

(以下主文において別紙記載の業務を「車両管理業務」という。)について、4社が、遅くとも平成17年1月1日以降共同して行っていた、受注すべき者(以下主文において「受注予定者」という。)を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている旨を確認すること

(2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、国土交通省が中部地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

2 4社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く3社及び国土交通省中部地方整備局に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 4社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、国土交通省が中部地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務について、受注予定者を決定してはならない。

4 4社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1(1) 日本道路興運株式会社、日本総合サービス株式会社、株式会社セノン及び大新東株式会社の4社(以下「4社」という。)は、それぞれ、肩書地に本店を置き、国土交通省中部地方整備局の管内において別紙記載の業務(以下「車両管理業務」という。)を営む者である。

(2) 国土交通省は、中部地方整備局の総務部契約課及び別表記載の各事務所(以下、総務部契約課及び別表記載の各事務所を併せて「事務所等」という。)において、車両管理業務を指名競争入札の方法により、おおむね契約期間を1年として毎年度発注していた。

指名競争入札においては、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加のための全省庁統一資格を有する者の中から当該入札の参加者を指名していた。

2 4社は、かねてから国土交通省が中部地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務を受注しその委託を受けていたところ、遅くとも平成17年1月1日以降、国土交通省が中部地方整備局の事務所等において指名競争入札の方法により発注する車両管理業務（以下「中部地方整備局発注の特定車両管理業務」という。）について、受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 入札に付される車両管理業務ごとに受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定する

イ 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるよう協力する

旨の合意の下に

(2)ア 原則として、既存業者（事務所等において入札が行われる時点で当該事務所等における車両管理業務の委託を受けている者をいう。以下同じ。）を受注予定者とする

イ 既存業者と特定の他の入札参加者との間で、当該他の入札参加者が受注予定者となることを合意した場合には、当該他の入札参加者を受注予定者とする

ウ 事務所等において車両管理業務が新規に発注される場合には、入札参加者間の話し合いにより定めた者を受注予定者とする

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3(1) 4社は、前記2により、中部地方整備局発注の特定車両管理業務のすべてを受注していた。

(2) 4社のうち日本道路興運株式会社及び日本総合サービス株式会社の2社においては、自社の従業員として継続して受け入れていた国土交通省中部地方整備局の退職者等が前記2の行為を実施するための入札価格等に関する情報の交換を行っており、当該2社は中部地方整備局発注の特定車両管理業務の大部分を受注していた。

4 平成20年7月15日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、4社は、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、4社は、共同して、中部地方整備局発注の特定車両管理業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、中部地方整備局発注の特定車両管理業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。また、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、4社については、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、4社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成21年6月23日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 濱 崎 恭 生

委員 後 藤 晃

委員 神 垣 清 水

委員 濱 田 道 代

別紙

契約で定めた一定期間，顧客が保有する車両の運転，点検整備等を行う業務（他の業務が併せて発注される場合には当該他の業務を含む。）

別表

番号	事務所
1	多治見砂防国道事務所
2	木曾川上流河川事務所
3	越美山系砂防事務所
4	新丸山ダム工事事務所
5	横山ダム工事事務所
6	岐阜国道事務所
7	高山国道事務所
8	沼津河川国道事務所
9	浜松河川国道事務所
10	静岡河川事務所
11	富士砂防事務所
12	静岡国道事務所
13	庄内川河川事務所
14	豊橋河川事務所
15	設楽ダム工事事務所
16	名古屋国道事務所
17	愛知国道事務所
18	名四国道事務所
19	東海幹線道路調査事務所
20	三重河川国道事務所
21	木曾川下流河川事務所
22	紀勢国道事務所
23	北勢国道事務所
24	天竜川上流河川事務所
25	三峰川総合開発工事事務所
26	飯田国道事務所
27	天竜川ダム統合管理事務所
28	丸山ダム管理所
29	小里川ダム管理所
30	長島ダム管理所
31	矢作ダム管理所
32	蓮ダム管理所
33	中部技術事務所
34	静岡営繕事務所

平成21年(措)第13号

排 除 措 置 命 令 書

東京都新宿区西新宿六丁目6番3号

日本道路興運株式会社

同代表者 代表取締役 山 口 哲 也

東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

大新東株式会社

同代表者 代表取締役 玉 山 雅 之

大阪府中央区南船場一丁目17番10号

株式会社日経サービス

同代表者 代表取締役 近 藤 泰 章

東京都品川区西五反田七丁目10番4号

日本総合サービス株式会社

同代表者 代表取締役 渡 邊 五 郎

さいたま市中央区新都心5番地2

株式会社アクアテルス

同代表者 代表取締役 塩 入 淑 史

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 日本道路興運株式会社、大新東株式会社、株式会社日経サービス、日本総合サービス株式会社及び株式会社アクアテルスの5社（以下主文において「5社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければ

ならない。

- (1) 国土交通省が近畿地方整備局の総務部契約課及び別表記載の各事務所（以下主文において総務部契約課及び別表記載の各事務所を併せて「事務所等」という。）において一般競争入札又は指名競争入札（これらの入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないため当該入札を不調とし、入札参加者から見積書を徴した上で随意契約により契約の相手方を決定する場合を含む。）の方法により発注する別紙記載の業務（以下主文において別紙記載の業務を「車両管理業務」という。）について、5社が、遅くとも平成17年1月1日以降共同して行っていた、受注すべき者（以下主文において「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている旨を確認すること
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、国土交通省が近畿地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨
- 2 5社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く4社及び国土交通省近畿地方整備局に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - 3 5社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、国土交通省が近畿地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務について、受注予定者を決定してはならない。
 - 4 5社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 (1) 日本道路興運株式会社，大新東株式会社，株式会社日経サービス，日本総合サービス株式会社及び株式会社アクアテルスの5社(以下「5社」という。)は，それぞれ，肩書地に本店を置き，国土交通省近畿地方整備局の管内において別紙記載の業務(以下「車両管理業務」という。)を営む者である。

(2) 国土交通省は，近畿地方整備局の総務部契約課及び別表記載の各事務所(以下，総務部契約課及び別表記載の各事務所を併せて「事務所等」という。)において，車両管理業務のほとんどすべてを一般競争入札又は指名競争入札(これらの入札において，予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないため当該入札を不調とし，入札参加者から見積書を徴した上で随意契約により契約の相手方を決定する場合を含む。以下同じ。)の方法により，おおむね契約期間を1年として毎年度発注していた。

このうち，一般競争入札にあつては，有資格者(物品の製造・販売等に係る競争契約の参加のための全省庁統一資格を有する者をいう。以下同じ。)を対象に，公告により所定の資格要件を付して入札の参加希望者を募り，当該資格要件を満たす入札の参加希望者のすべてを当該入札の参加者としていた。

指名競争入札にあつては，有資格者の中から当該入札の参加者を指名していた。

2 5社は，かねてから国土交通省が近畿地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務を受注しその委託を受けていたところ，遅くとも平成17年1月1日以降，国土交通省が近畿地方整備局の事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務(以下「近畿地方整備局発注の特定車両管理業務」という。)について，受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 入札に付される車両管理業務ごとに受注すべき者(以下「受注予定者」という。)を決定する

イ 受注すべき価格は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるよう協力する

旨の合意の下に

(2)ア 原則として，既存業者(事務所等において入札が行われる時点で当該事務所等における車両管理業務の委託を受けている者をいう。以下同じ。)を受注予定者とする

イ 既存業者と特定の他の入札参加者との間で，当該他の入札参加者が受注予定者となることを合意した場合には，当該他の入札参加者を受注予定者とする

ことにより，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。

3 5社は，前記2により，近畿地方整備局発注の特定車両管理業務のすべてを受注していた。

4 平成20年7月15日，本件について，公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ，同日以降，5社は，前記2の合意に基づき受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

第2 法令の適用

前記事実によれば，5社は，共同して，近畿地方整備局発注の特定車両管理業務について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，近畿地方整備局発注の特定車両管理業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって，これは，独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し，独占禁止法第3条の規定に違反するものである。また，違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば，5社については，特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって，5社に対し，独占禁止法第7条第2項の規定に基づき，主文のとおり命令する。

平成21年6月23日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 濱 崎 恭 生

委員 後 藤 晃

委 員 神 垣 清 水

委 員 濱 田 道 代

別紙

契約で定めた一定期間，顧客が保有する車両の運転，点検整備等を行う業務（他の業務が併せて発注される場合には当該他の業務を含む。）

別表

番号	事務所
1	福井河川国道事務所
2	足羽川ダム工事事務所
3	琵琶湖河川事務所
4	大戸川ダム工事事務所
5	滋賀国道事務所
6	福知山河川国道事務所
7	京都国道事務所
8	淀川河川事務所
9	猪名川河川事務所
10	大和川河川事務所
11	猪名川総合開発工事事務所
12	淀川水系総合調査事務所
13	大阪国道事務所
14	浪速国道事務所
15	近畿幹線道路調査事務所
16	姫路河川国道事務所
17	豊岡河川国道事務所
18	六甲砂防事務所
19	阪神国道事務所
20	兵庫国道事務所
21	奈良国道事務所
22	和歌山河川国道事務所
23	紀南河川国道事務所
24	木津川上流河川事務所
25	九頭竜川ダム統合管理事務所
26	淀川ダム統合管理事務所
27	紀の川ダム統合管理事務所
28	近畿技術事務所
29	国営明石海峡公園事務所
30	国営飛鳥歴史公園事務所
31	京都営繕事務所
32	神戸営繕事務所

平成 21 年 (措) 第 14 号

排 除 措 置 命 令 書

東京都新宿区西新宿六丁目 6 番 3 号

日本道路興運株式会社

同代表者 代表取締役 山 口 哲 也

東京都品川区西五反田七丁目 10 番 4 号

日本総合サービス株式会社

同代表者 代表取締役 渡 邊 五 郎

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 日本道路興運株式会社及び日本総合サービス株式会社の 2 社（以下主文において「2社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 国土交通省が中国地方整備局の総務部契約課及び別表記載の各事務所（以下主文において総務部契約課及び別表記載の各事務所を併せて「事務所等」という。）において一般競争入札又は指名競争入札（これらの入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないため当該入札を不調とし、当該入札において最低の価格で入札を行った入札参加者から見積書を徴した上で随意契約により契約の相手方を決定する場合を含む。）の方法により発注する別紙記載の業務（以下主文において別紙記載の業務を「車両管理業務」という。）について、2社が、遅くとも平成 17 年 1 月 1 日以降共同して行っていた、受注すべき者（以下主文において「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする

行為を取りやめている旨を確認すること

- (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、国土交通省が中国地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨
- 2 2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、国土交通省中国地方整備局に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、国土交通省が中国地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務について、受注予定者を決定してはならない。
- 4 2社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

- 1 (1) 日本道路興運株式会社及び日本総合サービス株式会社の2社(以下「2社」という。)は、それぞれ、肩書地に本店を置き、国土交通省中国地方整備局の管内において別紙記載の業務(以下「車両管理業務」という。)を営む者である。
- (2) 国土交通省は、中国地方整備局の総務部契約課及び別表記載の各事務所(以下、総務部契約課及び別表記載の各事務所を併せて「事務所等」という。)において、車両管理業務を一般競争入札又は指名競争入札(これらの入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないため当該入札を不調とし、当該入札において最低の価格で入札を行った入札参加者から見積書を徴した上で随意契約により契約の相手方を決定する場合を含む。以下同じ。)の方法により、おおむね契約期間を1年として毎年度発注していた。
このうち、一般競争入札にあつては、有資格者(物品の製造・販売等に係る競争契約の参加のための全省庁統一資格を有する者をいう。以下同じ。)

を対象に，公告により所定の資格要件を付して入札の参加希望者を募り，当該資格要件を満たす入札の参加希望者のすべてを当該入札の参加者としていた。

指名競争入札にあっては，有資格者の中から当該入札の参加者を指名していた。

2 2社は，かねてから国土交通省が中国地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務を受注しその委託を受けていたところ，遅くとも平成17年1月1日以降，国土交通省が中国地方整備局の事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務（以下「中国地方整備局発注の特定車両管理業務」という。）について，受注価格の低落防止等を図るため

(1) 入札に付される車両管理業務ごとに受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定する

(2) 受注すべき価格は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるよう協力する

旨の合意の下に，事務所等において入札が行われる時点で当該事務所等における車両管理業務の委託を受けている者を受注予定者とするにより，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。

3 2社は，前記2により，中国地方整備局発注の特定車両管理業務のすべてを受注していた。

4 平成20年7月15日，本件について，公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ，同日以降，2社は，前記2の合意に基づき受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

第2 法令の適用

前記事実によれば，2社は，共同して，中国地方整備局発注の特定車両管理業務について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，中国地方整備局発注の特定車両管理業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって，これは，独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し，独占禁止法第3条の規定に違反するものである。また，違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば，2社について

は、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、2社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成21年6月23日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 濱 崎 恭 生

委員 後 藤 晃

委員 神 垣 清 水

委員 濱 田 道 代

別紙

契約で定めた一定期間，顧客が保有する車両の運転，点検整備等を行う業務（他の業務が併せて発注される場合には当該他の業務を含む。）

別表

番号	事務所
1	鳥取河川国道事務所
2	倉吉河川国道事務所
3	日野川河川事務所
4	殿ダム工事事務所
5	浜田河川国道事務所
6	出雲河川事務所
7	斐伊川・神戸川総合開発工事事務所
8	松江国道事務所
9	岡山河川事務所
10	苫田ダム工事事務所
11	岡山国道事務所
12	福山河川国道事務所
13	三次河川国道事務所
14	太田川河川事務所
15	江の川総合開発工事事務所
16	広島国道事務所
17	山口河川国道事務所
18	中国幹線道路調査事務所
19	苫田ダム管理所
20	土師ダム管理所
21	弥栄ダム管理所
22	八田原ダム管理所
23	温井ダム管理所
24	中国技術事務所
25	国営備北丘陵公園事務所

平成 21 年 (措) 第 15 号

排 除 措 置 命 令 書

東京都新宿区西新宿六丁目 6 番 3 号

日本道路興運株式会社

同代表者 代表取締役 山 口 哲 也

東京都品川区西五反田七丁目 10 番 4 号

日本総合サービス株式会社

同代表者 代表取締役 渡 邊 五 郎

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 日本道路興運株式会社及び日本総合サービス株式会社の 2 社（以下主文において「2社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 国土交通省が四国地方整備局の総務部契約課及び別表記載の各事務所（以下主文において総務部契約課及び別表記載の各事務所を併せて「事務所等」という。）において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する別紙記載の業務（以下主文において別紙記載の業務を「車両管理業務」という。）について、2社が、遅くとも平成 17 年 1 月 1 日以降共同して行っていた、受注すべき者（以下主文において「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている旨を確認すること
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、国土交通省が四国地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務について、受注予定者を決定せず、各社

がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

- 2 2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、国土交通省四国地方整備局に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、国土交通省が四国地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務について、受注予定者を決定してはならない。
- 4 2社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

- 1 (1) 日本道路興運株式会社及び日本総合サービス株式会社の2社(以下「2社」という。)は、それぞれ、肩書地に本店を置き、国土交通省四国地方整備局の管内において別紙記載の業務(以下「車両管理業務」という。)を営む者である。
- (2) 国土交通省は、四国地方整備局の総務部契約課及び別表記載の各事務所(以下、総務部契約課及び別表記載の各事務所を併せて「事務所等」という。)において、車両管理業務を一般競争入札又は指名競争入札の方法により、おおむね契約期間を1年として毎年度発注していた。

このうち、一般競争入札にあつては、有資格者(物品の製造・販売等に係る競争契約の参加のための全省庁統一資格を有する者をいう。以下同じ。)を対象に、公告により所定の資格要件を付して入札の参加希望者を募り、当該資格要件を満たす入札の参加希望者のすべてを当該入札の参加者としていた。

指名競争入札にあつては、有資格者の中から当該入札の参加者を指名していた。
- 2 2社は、かねてから国土交通省が四国地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務を受注しその委託を受けていたところ、遅くとも平成17年1

月 1 日以降，国土交通省が四国地方整備局の事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務（以下「四国地方整備局発注の特定車両管理業務」という。）について，受注価格の低落防止等を図るため

(1) 入札に付される車両管理業務ごとに受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定する

(2) 受注すべき価格は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるよう協力する

旨の合意の下に，事務所等において入札が行われる時点で当該事務所等における車両管理業務の委託を受けている者を受注予定者とすることにより，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。

3 2社は，前記 2 により，四国地方整備局発注の特定車両管理業務のすべてを受注していた。

4 平成 20 年 7 月 15 日，本件について，公正取引委員会が独占禁止法第 4 7 条第 1 項第 4 号の規定に基づく立入検査を行ったところ，同日以降，2 社は，前記 2 の合意に基づき受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

第 2 法令の適用

前記事実によれば，2 社は，共同して，四国地方整備局発注の特定車両管理業務について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，四国地方整備局発注の特定車両管理業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって，これは，独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する不当な取引制限に該当し，独占禁止法第 3 条の規定に違反するものである。また，違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば，2 社については，特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって，2 社に対し，独占禁止法第 7 条第 2 項の規定に基づき，主文のとおり命令する。

平成 21 年 6 月 23 日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 濱 崎 恭 生

委員 後 藤 晃

委員 神 垣 清 水

委員 濱 田 道 代

別紙

契約で定めた一定期間，顧客が保有する車両の運転，点検整備等を行う業務（他の業務が併せて発注される場合には当該他の業務を含む。）

別表

番号	事務所
1	徳島河川国道事務所
2	那賀川河川事務所
3	四国山地砂防事務所
4	香川河川国道事務所
5	松山河川国道事務所
6	大洲河川国道事務所
7	山鳥坂ダム工事事務所
8	高知河川国道事務所
9	中村河川国道事務所
1 0	中筋川総合開発工事事務所
1 1	土佐国道事務所
1 2	吉野川ダム統合管理事務所
1 3	野村ダム管理所
1 4	大渡ダム管理所
1 5	四国技術事務所
1 6	国営讃岐まんのう公園事務所

平成21年(措)第16号

排 除 措 置 命 令 書

東京都新宿区西新宿六丁目6番3号

日本道路興運株式会社

同代表者 代表取締役 山 口 哲 也

東京都品川区西五反田七丁目10番4号

日本総合サービス株式会社

同代表者 代表取締役 渡 邊 五 郎

東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

大新東株式会社

同代表者 代表取締役 玉 山 雅 之

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

株式会社セノン

同代表者 代表取締役 入間川 幸 道

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

1 日本道路興運株式会社、日本総合サービス株式会社、大新東株式会社及び株式会社セノンの4社（以下主文において「4社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

(1) 国土交通省が九州地方整備局の総務部契約課及び別表記載の各事務所（以下主文において総務部契約課及び別表記載の各事務所を併せて「事務所等」という。）において一般競争入札又は指名競争入札（これらの入札にお

いて、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないため当該入札を不調とし、入札参加者から見積書を徴した上で随意契約により契約の相手方を決定する場合を含む。)の方法により発注する別紙記載の業務(以下主文において別紙記載の業務を「車両管理業務」という。)について、4社が、遅くとも平成17年1月1日以降(大新東株式会社にあつては遅くとも平成19年3月30日以降、株式会社セノンにあつては遅くとも平成20年3月26日以降)共同して行っていた、受注すべき者(以下主文において「受注予定者」という。)を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている旨を確認すること

- (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、国土交通省が九州地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨
- 2 4社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く3社及び国土交通省九州地方整備局に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 4社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、国土交通省が九州地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務について、受注予定者を決定してはならない。
- 4 4社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

- 1(1) 日本道路興運株式会社(以下「日本道路興運」という。)、日本総合サービス株式会社(以下「日本総合サービス」という。)、大新東株式会社及び

株式会社セノンの4社（以下「4社」という。）は、それぞれ、肩書地に本店を置き、国土交通省九州地方整備局の管内において別紙記載の業務（以下「車両管理業務」という。）を営む者である。

- (2) 国土交通省は、九州地方整備局の総務部契約課及び別表記載の各事務所（以下、総務部契約課及び別表記載の各事務所を併せて「事務所等」という。）において、車両管理業務を一般競争入札又は指名競争入札（これらの入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないため当該入札を不調とし、入札参加者から見積書を徴した上で随意契約により契約の相手方を決定する場合を含む。以下同じ。）の方法により、契約期間を1年として毎年度発注していた。

このうち、一般競争入札にあつては、有資格者（物品の製造・販売等に係る競争契約の参加のための全省庁統一資格を有する者をいう。以下同じ。）を対象に、公告により所定の資格要件を付して入札の参加希望者を募り、当該資格要件を満たす入札の参加希望者のすべてを当該入札の参加者としていた。

指名競争入札にあつては、有資格者の中から当該入札の参加者を指名していた。

- 2 4社のうち日本道路興運及び日本総合サービスは、かねてから国土交通省が九州地方整備局の事務所等において発注する車両管理業務を受注しその委託を受けていたところ、4社は、遅くとも平成17年1月1日以降（大新東株式会社にあつては遅くとも平成19年3月30日以降、株式会社セノンにあつては遅くとも平成20年3月26日以降）、国土交通省が九州地方整備局の事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務（以下「九州地方整備局発注の特定車両管理業務」という。）について、受注価格の低落防止等を図るため

- (1)ア 入札に付される車両管理業務ごとに受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定する

イ 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるよう協力する

旨の合意の下に

- (2)ア 原則として、既存業者（事務所等において入札が行われる時点で当該事務所等における車両管理業務の委託を受けている者をいう。以下同じ。）

を受注予定者とする

イ 既存業者と特定の他の入札参加者との間で、当該他の入札参加者が受注予定者となることを合意した場合には、当該他の入札参加者を受注予定者とする

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 (1) 4社は、前記2により、九州地方整備局発注の特定車両管理業務のほとんどすべてを受注していた。

(2) 4社のうち日本道路興運及び日本総合サービスの2社においては、自社の従業員として継続して受け入れていた旧建設省九州地方建設局又は国土交通省九州地方整備局の退職者等が前記2の行為を実施するための入札価格等に関する情報の交換を行っており、当該2社は九州地方整備局発注の特定車両管理業務の大部分を受注していた。

4 平成20年7月15日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、4社は、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、4社は、共同して、九州地方整備局発注の特定車両管理業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、九州地方整備局発注の特定車両管理業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。また、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、4社については、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、4社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成21年6月23日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委 員 濱 崎 恭 生

委 員 後 藤 晃

委 員 神 垣 清 水

委 員 濱 田 道 代

別紙

契約で定めた一定期間，顧客が保有する車両の運転，点検整備等を行う業務（他の業務が併せて発注される場合には当該他の業務を含む。）

別表

番号	事務所
1	筑後川河川事務所
2	遠賀川河川事務所
3	福岡国道事務所
4	北九州国道事務所
5	九州幹線道路調査事務所
6	武雄河川事務所
7	嘉瀬川ダム工事事務所
8	佐賀河川総合開発工事事務所
9	佐賀国道事務所
10	長崎河川国道事務所
11	雲仙復興事務所
12	熊本河川国道事務所
13	八代河川国道事務所
14	菊池川河川事務所
15	川辺川ダム砂防事務所
16	立野ダム工事事務所
17	大分河川国道事務所
18	佐伯河川国道事務所
19	山国川河川事務所
20	大分川ダム工事事務所
21	宮崎河川国道事務所
22	延岡河川国道事務所
23	大隅河川国道事務所
24	川内川河川事務所
25	鹿児島国道事務所
26	筑後川ダム統合管理事務所
27	緑川ダム管理所
28	鶴田ダム管理所
29	九州技術事務所
30	国営海の中道海浜公園事務所
31	国営吉野ヶ里歴史公園事務所
32	鹿児島営繕事務所

平成 21 年 (措) 第 17 号

排 除 措 置 命 令 書

札幌市北区北十一条西二丁目 10 番地 4 セントラル札幌北ビル

北協連絡車管理株式会社

同代表者 代表取締役 坂 下 正 博

東京都新宿区西新宿六丁目 6 番 3 号

日本道路興運株式会社

同代表者 代表取締役 山 口 哲 也

東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3

大新東株式会社

同代表者 代表取締役 玉 山 雅 之

東京都品川区西五反田七丁目 10 番 4 号

日本総合サービス株式会社

同代表者 代表取締役 渡 邊 五 郎

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 北協連絡車管理株式会社、日本道路興運株式会社、大新東株式会社及び日本総合サービス株式会社の 4 社（以下主文において「4 社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 国土交通省が北海道開発局の各開発建設部（北海道開発局組織規則(平成 13 年国土交通省令第 22 号)第 92 条に規定する開発建設部をいう。以下主文において同

じ。)の契約課，事務所，事業所，ダム管理所及び農業施設管理所（以下主文において北海道開発局の各開発建設部の契約課，事務所，事業所，ダム管理所及び農業施設管理所を併せて「北海道開発局の事務所等」という。）において指名競争入札の方法により発注する別紙記載の業務（以下主文において別紙記載の業務を「車両管理業務」という。）について，4社が，遅くとも平成14年3月19日以降（大新東株式会社にあっては遅くとも平成15年3月11日以降）共同して行っていた，受注すべき者（以下主文において「受注予定者」という。）を決定し，受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている旨を確認すること

(2) 今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，国土交通省が北海道開発局の事務所等において発注する車両管理業務について，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

2 4社は，それぞれ，前項に基づいて採った措置を，自社を除く3社及び国土交通省北海道開発局に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については，あらかじめ，公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 4社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，国土交通省が北海道開発局の事務所等において発注する車両管理業務について，受注予定者を決定してはならない。

4 4社は，それぞれ，第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1(1) 北協連絡車管理株式会社（以下「北協連絡車管理」という。），日本道路興運株式会社，大新東株式会社及び日本総合サービス株式会社の4社（以下

「4社」という。)は、それぞれ、肩書地に本店を置き、国土交通省北海道開発局(平成13年1月5日以前は北海道開発庁北海道開発局をいう。以下「北海道開発局」という。)の管内において別紙記載の業務(以下「車両管理業務」という。)を営む者である。

なお、4社のうち日本総合サービス株式会社は、平成15年9月22日付けで、商号を株式会社日本道路サービスから現商号に変更したものである。

- (2) 国土交通省(平成13年1月5日以前は北海道開発庁をいう。以下同じ。)は、毎年度、北海道開発局の各開発建設部(北海道開発局組織規則(平成13年国土交通省令第22号)第92条に規定する開発建設部(平成13年1月5日以前は北海道開発局組織規程(昭和26年総理府令第37号)第19条に規定する開発建設部)をいう。以下同じ。)の契約課、事務所、事業所、ダム管理所及び農業施設管理所(以下、北海道開発局の各開発建設部の契約課、事務所、事業所、ダム管理所及び農業施設管理所を併せて「北海道開発局の事務所等」という。)において、車両管理業務をおおむね契約期間を1年として、発注していた。また、国土交通省は、平成13年度以前に実施された車両管理業務についてはすべての北海道開発局の事務所等において随意契約の方法により発注していたところ、平成14年度に実施された車両管理業務について一部の北海道開発局の事務所等において指名競争入札の方法により発注し、以降順次指名競争入札の方法により発注する北海道開発局の事務所等の範囲を拡大して、平成18年度以降に実施された車両管理業務についてはすべての北海道開発局の事務所等において指名競争入札の方法により発注していた。
- (3) 国土交通省が北海道開発局の事務所等において指名競争入札の方法により発注する車両管理業務(以下「北海道開発局発注の特定車両管理業務」という。)に係る入札においては、車両管理業務の企画立案等を担当する北海道開発局開発監理部が物品の製造・販売等に係る競争契約の参加のための全省庁統一資格を有する者の中から選定した者を、各開発建設部並びに各開発建設部の事務所、事業所、ダム管理所及び農業施設管理所に置かれた指名委員会が指名業者として決定していたところ、当該指名業者の名称は、入札が行われるまで公表されることはなく、北海道開発局開発監理部、北海道開発局の事務所等の発注担当部署等、北海道開発局においても限られた部署の一部の職員しか知り得ないものとなっていた。

(4) 北協連絡車管理は、かねてから、北海道開発局の退職者を自社の役員又は従業員として継続して受け入れており、北協連絡車管理の代表者を含む取締役の過半は北海道開発局の退職者である。

また、北海道開発局は、かねてから、北海道開発局の事務所等において非常勤職員として車両の運転等の業務等に従事する者であって北海道開発局を60歳に達する前に退職するものに対して再就職のあっせんを行ってきたところ、北協連絡車管理は、被あっせん者（当該あっせんを受けて北海道開発局を退職した者をいう。以下同じ。）を、国土交通省が北海道開発局の事務所等において発注する車両管理業務に従事させる従業員として受け入れていた。

2 (1) 北海道開発局開発監理部の部長又は次長は、北協連絡車管理の社長（北海道開発局の退職者であって、平成18年6月2日まで代表取締役社長の職にあった者をいう。）に対し、また、同部総務課事務管理班の班長又は開発専門官は、北協連絡車管理の専務（北海道開発局の退職者であって、平成17年5月27日までは常務取締役、同日から平成19年6月5日までは専務取締役、同年7月1日から平成20年6月30日までは顧問の職にあった者をいう。以下同じ。）に対し、北海道開発局発注の特定車両管理業務のうち少なくとも平成14年度から平成18年度までに実施されたものについて、毎年、当該車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に、当該入札の指名業者の名称等の未公表情報を教示していた。

(2) 北協連絡車管理の専務は、遅くとも平成14年2月以降、北海道開発局発注の特定車両管理業務について、前記(1)の未公表情報等を利用し、北協連絡車管理に再就職した被あっせん者の勤務場所等を勘案して、入札に付される車両管理業務ごとに落札予定者（落札を予定する者をいう。以下同じ。）を選定していた。

3 4社は、遅くとも平成14年3月19日以降（大新東株式会社にあっては遅くとも平成15年3月11日以降）、北海道開発局発注の特定車両管理業務について、受注価格の低落防止等を図るため

(1) 前記2(2)により北協連絡車管理の専務が落札予定者として選定した者を受注すべき者（以下「受注予定者」という。）とする

(2) 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるよう協力する

旨の合意の下に，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。

4 4社は，前記3により，北海道開発局発注の特定車両管理業務のほとんどすべてを受注しており，4社のうち北協連絡車管理にあっては，その大部分を受注していた。

5 平成20年7月15日，本件について，公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ，同日以降，4社は，前記3の合意に基づき受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

第2 法令の適用

前記事実によれば，4社は，共同して，北海道開発局発注の特定車両管理業務について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，北海道開発局発注の特定車両管理業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって，これは，独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し，独占禁止法第3条の規定に違反するものである。また，違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば，4社については，特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって，4社に対し，独占禁止法第7条第2項の規定に基づき，主文のとおり命令する。

平成21年6月23日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 濱 崎 恭 生

委員 後 藤 晃

委 員 神 垣 清 水

委 員 濱 田 道 代

別紙

契約で定めた一定期間，顧客が保有する車両の運転，点検整備等を行う業務（他の業務が併せて発注される場合には当該他の業務を含む。）